

呉市昭和地区まちづくりセンター及びスポーツ施設に係る指定管理者の候補者の選定について

呉市昭和地区まちづくりセンター及びスポーツ施設の指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

(1) 呉市昭和まちづくりセンター

所在地 呉市焼山中央2丁目8番12号

設置目的 地域のまちづくりに関する活動の拠点とするとともに、地域住民が主体的に取り組む市民協働のまちづくり及び生涯学習を推進し、地域住民による個性豊かで活力あふれる地域社会を実現するための施設として、設置する。

(2) 呉市昭和東まちづくりセンター

所在地 呉市苗代町字八幡野39番地の2

設置目的 地域のまちづくりに関する活動の拠点とするとともに、地域住民が主体的に取り組む市民協働のまちづくり及び生涯学習を推進し、地域住民による個性豊かで活力あふれる地域社会を実現するための施設として、設置する。

(3) 呉市昭和体育館

所在地 呉市焼山中央2丁目8番12号

設置目的 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として、設置する。

(4) 呉市昭和テニス場

所在地 呉市焼山町地内

設置目的 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として、設置する。

2 公募の概要

(1) 公募期間 令和2年8月3日（月）から令和2年9月2日（水）まで

(2) 応募者

| 団体名 | 団体所在地 | 代表者氏名 |
|---------------------------|----------------|-------|
| 特定非営利活動法人 昭和地区まちづくり協議会 | 呉市焼山中央2丁目8番12号 | 神田 晃典 |

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

応募者が1者であったため、呉市昭和地区まちづくりセンター及びスポーツ施設指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類（プレゼンテーション及びヒアリング等）を基に、各委員が採点ではなく審査基準の項目ごとにその適否を審査しました。

(2) 審査基準

| 審査基準 | 主な評価の視点 | 配点 |
|--|--|--|
| ① 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の平等利用の確保 | <p style="text-align: center;">適・否 ※否は失格</p> |
| ② 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的や性格，関係する法令，条例等についての理解 ・適正に管理を行える体制（人員配置） ・自主事業の内容が設置目的に適うものか ・苦情への対応及び個人情報の取扱い ・事故等の緊急事態への対応 | <p style="text-align: center;">適・否 ※否は失格</p> |
| ③ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進に係る具体的な取組 ・利用者数等の数値目標 ・利用者の要望把握に係る取組 | <p style="text-align: center;">適・否 ※否は失格</p> |
| ④ 事業計画書等の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画書の規模・内容 ・複数施設の一括管理で施設間の効果的な連携 ・提案額 ・管理経費縮減のための工夫 | <p style="text-align: center;">適・否 ※否は失格</p> |
| ⑤ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・経営状況 ・管理体制 ・同種の施設の管理実績・管理能力 | <p style="text-align: center;">適・否 ※否は失格</p> |
| ⑥ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・地元雇用への配慮 ・地域住民への配慮 ・呉市の施策との連携，市民協働の推進，地域への配慮 ・生涯学習推進に対する取組 ・スポーツ振興に対する取組 ・事業計画書の内容 ・環境問題への配慮 ・障害者雇用への配慮 ・公共的団体への委託の配慮 | <p style="text-align: center;">適・否 ※否は失格</p> |
| 総 合 判 定 | | <p style="text-align: center;">適・否 ※否は失格</p> |

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、特定非営利活動法人昭和地区まちづくり協議会を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

| | | |
|-------|---------------------------|---|
| 応募者 | 特定非営利活動法人 昭和地区まちづくり協議会 | 【評価した点】 ・昭和まちづくりセンター，昭和体育館，町内のショッピングセンターにデジタルサイネージを設置し，情報発信していること。 ・地域に密着した施設を地域の利用者自らが地域団体と連携して運営していること。 |
| 総合判定 | 適 | |
| 【内訳】 | | |
| 審査基準① | 適 | |
| 〃 ② | 適 | |
| 〃 ③ | 適 | |
| 〃 ④ | 適 | |
| 〃 ⑤ | 適 | |
| 〃 ⑥ | 適 | |

4 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

5 委員会の議事概要

(1) 選定委員会の開催状況

- ア 開催日時 第1回 令和2年 9月18日（金）
第2回 令和2年10月 1日（木）
- イ 開催場所 呉市役所2階 202・203会議室
- ウ 出席者 第1回 学識経験者 4人，経理関係 1人，
呉市市民部副部長，呉市文化スポーツ部副部長 計7人
第2回 学識経験者 3人，経理関係 1人，
呉市市民部副部長，呉市文化スポーツ部副部長 計6人

(2) 議事概要

ア 主な意見等

○募集要項に対する意見等

- ・元社会教育施設（公民館）であり，現在も生涯学習の講座を開講しているため，社会教育主事等の有資格者の配置を募集条件に入れた方が良かったのではないか。
- ・個人情報の管理，Web管理は重要事項であり，個人情報管理に係る資格者の配置を募集条件に入れた方が良かったのではないか。

○プレゼンテーションに対する意見等

- ・昭和東まちづくりセンターにもデジタルサイネージを設置したら良いのではないか。
- ・防火設備点検は，市が実施（費用負担）するということであるが，防火設備の点検は，市・指定管理者双方が実施すべきである。
- ・生涯学習を推進していく専門家が必要である。

イ 委員会の結論

指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果，特定非営利活動法人昭和地区まちづくり協議会は候補者として適当であると認められる。

【問い合わせ】呉市市民部地域協働課（電話 0823-25-3221）
呉市文化スポーツ部スポーツ振興課（電話 0823-25-3485）